

横手市高齢者虐待防止対応マニュアル (令和5年9月1日改訂)

横手市地域包括支援センター

Email hokatsu-shien@city.yokote.lg.jp

○東部包括支援係(横手、山内地域)

〒013-0023 横手市中央町8番2号

TEL:0182-35-2160 FAX:0182-33-2722

○西部包括支援係(雄物川、大森、大雄地域)

〒013-0525 横手市大森町字菅生田245番地206

TEL:0182-35-2135 FAX:0182-56-4026

○南部包括支援係(増田、平鹿、十文字地域)

〒019-0529 横手市十文字町字海道下12番地5

TEL:0182-35-2177 FAX:0182-42-5155

横手市高齢者虐待防止対応マニュアル目次

1	高齢者虐待防止法とその目的、実施主体	1
2	「高齢者」のとらえ方	1
3	養護者による高齢者虐待	1
4	養護施設従事者等による高齢者虐待	2
5	高齢者虐待の分類・定義	3
	(1) 分類	3
	(2) 身体拘束	4
	(3) やむを得ない場合の3要件	4
6	高齢者虐待対応の基本的な考え方	4
	(1) 高齢者虐待の発生要因	4
	(2) 高齢者虐待対応の考え方	5
	①高齢者虐待対応の必要性	5
	②虐待しているという「自覚」は問わない	5
	③高齢者本人の自覚は問わない	5
	④家族への支援の視点	6
7	関係機関に期待される役割	6
8	個人情報の取扱いについて	9
9	養護者による高齢者虐待への対応	13
	(1) 相談・通報・届出	13
	(2) 虐待対応への流れ	13
	①情報収集	13
	②被虐待者（高齢者）の安全確認と事実確認	14
	ア) 虐待の種類や程度	14
	イ) 虐待の事実と経過	14
	ウ) 高齢者の安全確認と身体・精神・生活状況等の把握	14
	エ) 養護者や同居人に関する情報の把握	14
	オ) 高齢者と養護者等の関係の把握	15
	カ) 民生委員、保健センター、介護サービス事業者、医療機関等の 関連機関部署からの情報収集	15
	(3) 立入調査	15
	(4) 状況に応じた対応方法	18
	①緊急性が高い場合の対応の方法	18
	②介入が困難な場合や状況が適正に認識されていない場合の対応	20
	(5) 虐待の事実認定	21
	①虐待の事実認定の概要	21
	②ケース会議	21
	③事後評価（モニタリング）	26

④ 終 結	26
(6) 「やむを得ない事由による措置」について	27
① 「やむを得ない事由による措置」とは	27
② 「やむを得ない事由による措置」の適切な運用	28
③ 手続き上の留意点	29
ア) やむを得ない事由による措置の判断について	29
イ) やむを得ない事由による措置の種類	29
ウ) やむを得ない事由による措置の実施手続き	30
エ) やむを得ない事由による措置の実施主体について	30
オ) やむを得ない事由による措置の費用負担について	30
カ) やむを得ない事由による措置を実施した後の支援	33
キ) やむを得ない事由による措置解除の判断と契約への移行	33
(7) 「やむを得ない事由による措置」を実施した場合の面会制限	33
① 面会制限の手順	33
(8) 成年後見制度の活用	34
① 法的根拠と法の解説	34
② 成年後見制度活用の判断	34
③ 成年後見制度活用の実施手順	34
10 養介護施設従事者等における高齢者虐待と対応	35
(1) 養介護施設等とは	35
(2) 養介護施設従事者等による高齢者虐待発見時の対応	36
(3) 通報経路	36
(4) 対応窓口の周知	36
(5) 事実確認	36
(6) 事実確認後の対応（事実確認により監査で対応する場合を含む）	37
① 養介護施設等への対応（※帳票については、39頁以降を参照）	37
② 養介護施設従事者等本人への対応	37
③ 通報者等への対応	38
(7) 養介護施設等における高齢者虐待の認識についての確認	38
(8) 養介護施設等との連携と意識向上	38
(9) 県との連携・協働	39
帳票類	
(様式1) 高齢者虐待相談受付票	43
(様式2) 事実確認票	44
(様式3) 証票	46
(様式4) アセスメント要約票	47
(様式5) 高齢者虐待対応ケース会議 会議録・計画書	49

(様式6) 高齢者虐待対応評価会議記録票	51
《養介護施設従事者等用》	
(様式7) 高齢者虐待相談受付票	52
(様式8) 事実確認票	54
(様式9) 面接調査票(高齢者本人用) —聞き取りシート—	56
(様式10) アセスメント要約票	57
(様式11) 事実確認調査結果報告書	61
(様式12) 高齢者虐待対応評価会議記録	65
【参考】虐待状況の改善に向けた通知(例)	66
【参考】通報内容と改善を要する事項について(例)	67
【参考】改善通知を受けた施設が提出する虐待状況の改善報告書(例)	68
【参考】改善通知を受け、改善した内容について(例)	69
【参考】県へ提出する高齢者虐待の報告書(例)	70
養介護施設従事者等による高齢者虐待について(報告)	71